奈良市大学等受験料支援事業　Q&A

奈良市子ども育成課
令和8年10月更新

◆申請について

Q1　オンライン以外でも申請できますか。

・申請はオンラインで受付しています。

・オンラインでの申請が難しい場合は、子ども育成課へご相談ください。申請方法をご案内します。

【お問い合わせ先】 奈良市子ども育成課
・電話　0742-34-4804 （平日 9:00～17:00）
・メール　kodomoikusei@city.nara.lg.jp

Q2　子ども（受験者）本人の申請はできますか。

・原則として、保護者等が申請してください。保護者等による申請が難しい場合は、子ども育成課へご相談ください。

Q3　子ども（受験者）と同居している祖父母の申請はできますか。

・申請できる場合があります。下記に該当するかどうか迷われる場合は、申請前にご相談ください。

・児童扶養手当受給世帯
⇒ 養育者として、児童扶養手当を祖父母が受給している場合は申請が可能です。
子ども（受験者）の父母が児童扶養手当受給者の場合は、祖父母の申請はできません。

・非課税世帯
⇒ 非課税世帯の場合は、子ども（受験者）と同じ世帯であれば、祖父母の申請ができます。

Q4　対象となる子どもの生年月日に決まりはありますか。

・2008年(平成20年)4月2日～2009年(平成21年)4月1日生まれの方が対象です。

Q5　双子ですが、2人分をまとめて申請できますか。

・双子の場合は、子ども(受験者)1人ずつ申請してください。

Q6　高校を卒業していなくても対象になりますか。

・高等学校卒業程度認定試験を受験し、大学などへの進学を目指している方も対象になります。

Q7　複数の大学などを受験する場合でも申請できますか。

・対象となる受験料の合計額を申請できます。
ただし、補助額には上限があります(53,000円)。
＜例＞
1回分(20,000円)で申請　⇒　補助額 20,000円
3回分(20,000円×3回＝60,000円)で申請　⇒　補助額 53,000円

Q8　申請は複数回に分けて行うことができますか。

・申請は1人につき1回限りです。対象となる受験料をまとめて申請してください。
ただし、補助は 53,000円が上限です。

Q9　オンライン申請で不備があった場合, どのようにすればいいですか。

・申請内容を確認のうえ、必要に応じて担当者からメールまたは電話でご連絡します。メールが受信できるよう、受信設定のご確認をお願いします。

【連絡先:奈良市子ども育成課】
・電話　0742-34-4804　(平日 9:00～17:00)
・メール　kodomoikusei@city.nara.lg.jp

◆申請の要件（児童扶養手当）について

Q1　児童手当を受給していますが、対象になりますか。

・「児童手当」は「児童扶養手当」とは別の制度です。この支援の対象となるためには、児童扶養手当を受給している必要があります。
児童扶養手当について、詳しくは奈良市ホームページをご確認ください。

【参考：児童扶養手当（奈良市ホームページ）】
https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/9866.html

Q2　以前、児童扶養手当を受給していましたが、現在は受給していません。対象になりますか。

・申請日時点で受給していなければ、対象になりません。
なお、非課税世帯の要件に当てはまれば、非課税世帯として申請することができます。

Q3　児童扶養手当について、所得超過の扶養義務者と同居しているため、全部支給停止になっています。対象になりますか。

・児童扶養手当が全部支給停止になっている場合は、その理由に関わらず、対象になりません。

・児童扶養手当が一部支給停止の場合は、対象になります。

◆申請の要件（非課税）について

Q1　非課税世帯かどうか確認する方法を教えてください。

・電話やメールで、非課税世帯かどうかお教えすることはできません。市役所などの窓口やコンビニで、課税証明書または非課税証明書を取得してご確認ください。

・非課税世帯として申請する場合、保護者等と子ども（受験者）の両方と同居するすべての18歳以上の方が、非課税であることが必要です（同住所別世帯の方を含む）。

【参考：奈良市ホームページ】

・課税・非課税・所得・納税証明
（https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/13/9273.html）

・課税（非課税）証明書のコンビニ交付サービス
（https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/13/9024.html）

・なお、該当年の1月1日時点で奈良市に住民登録がない方は、公簿で課税状況を確認することができません。当時お住まいだった自治体にて、非課税証明書を取得し、提出してください。
非課税証明書の取得方法は、当時お住まいだった自治体にお問い合わせください。

Q2　保護者等と子ども（受験者）は非課税世帯ですが、同居している別世帯の親族が課税世帯の場合、対象になりますか。

・対象になりません。
保護者等と子ども（受験者）の両方と同居するすべての18歳以上の方が、非課税であることが必要です（同住所別世帯の方を含む）。

◆申請の要件（住所、その他）について

Q1　所得や住所などの要件は、申請日時点で満たしていれば申請できますか。

・申請日時点で要件を満たしていれば、受験日時点に要件を満たしていなくても対象となります。

・ただし、非課税世帯の所得の要件については、申請日以降に修正申告などによりさかのぼって課税となった場合には対象外となり、補助金を返還していただく必要がございますので、必ずお申し出ください。

・なお、受験日時点で要件を満たしていても、申請日時点で要件を満たしていない場合は、対象となりません。

Q2　申請者（保護者等）の住所が市外でも、奈良市内に通勤・通学している場合は申請できますか。

・申請日時点で保護者等と子ども（受験者）の両方の住民登録が奈良市にあることが要件ですので、市外在住の場合は申請できません。

Q3　子ども(受験者)が遠方の学校に通っているため、住所が市外にある場合、申請できますか。

・原則として、保護者等と子ども(受験者)の両方が奈良市に住民登録をしていることが要件です。

・世帯や生計の状況を確認したうえで、申請できるかどうか判断しますので、申請前にご相談ください。

Q4　生活保護を受けていますが、対象となりますか。

・児童扶養手当受給世帯または非課税世帯であれば、対象となります。

◆対象となる受験料について

Q1　支援の対象となる学校はどこですか。

・下記の文部科学省のホームページに掲載されている大学、短期大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年時への編入のみ)が対象です。

・ホームページを確認してもわからない場合は、「大学、短期大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校」に当てはまるのか、直接学校にお問い合わせください。

【参考:文部科学省ホームページ】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm

Q2　大学入学共通テストの受験料も対象となりますか。

・対象となります。
大学入学共通テストの検定料を支払ったことを証明する書類(大学入学共通テスト出願サイトのマイページ(出願内容の確認)の画面(氏名、支払状況)のスクリーンショット　など)を提出してください。

Q3　次の場合の受験料は対象となりますか。
① 受験料を支払ったが、試験を受ける前のもの。
② 受験料を支払ったが、試験を受けなかったもの。
③ 受験料を支払い、試験を受けたが、その学校に進学しなかったもの。

① 対象となりますが、試験を受けた後での申請が必要です。

② 試験を受けなかった場合は補助金の対象になりません。
なお、天災や急病など、やむを得ない理由で試験を受けられなかった場合は対象となる場合がありますので、ご相談ください。

③ 対象となります。

◆添付書類について

Q1 入金確認メールの写し(スクリーンショット)やクレジットカードの明細でも、支払いを証明する書類になりますか。

・証明する書類にはなりますが、①受験料の金額、②支払日(領収日)、③受験者の氏名、④受験先・受験名の必要項目が1つの書類だけで確認できない場合は、他の領収書や受験票・受験要項などと組み合わせて提出してください。

Q2 提出する添付書類は原本が必要ですか。また、提出した後、返却されますか。

・添付書類はコピーや画像データでの申請が可能です。

・提出いただいた添付書類は返却できません。コピーを取ってから提出するなどしてください。

◆振込について

Q1 振込先を子ども(受験者)の口座にすることはできますか。

・申請者の口座への振り込みとなるため、子ども(受験者)の口座に振り込むことはできません。

Q2 申請からどれくらいで振り込まれますか。

・申請内容や提出書類を確認した後、振り込みの手続きを行います。
提出書類に不備がない場合、最大2か月程度での振り込みを予定しています。

・審査結果については、審査完了後、交付決定通知書（または不交付決定通知書）を原則メール送付しますので確認してください（振込日などの詳細は通知いたしません）。